

## ○熊本県警察情報提供推進要綱の制定について（通達）

平成14年4月1日

熊広県第19号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に定める情報提供施策の推進の趣旨を踏まえ、別添のとおり「熊本県警察情報提供推進要綱」を定め、平成14年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 熊本県警察情報提供推進要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第30条に規定する情報提供施策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 情報公開窓口の設置

##### 1 設置の趣旨

熊本県警察における情報公開の求めへの対応及び情報提供を行うため、警察本部庁舎1階に情報公開窓口を設置する。

##### 2 開設時間

情報公開窓口の開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条各号に掲げる日を除く。

#### 第3 情報提供

熊本県警察において作成又は取得した刊行物、統計資料、広報紙、パンフレット等（以下「刊行物等」という。）については、情報公開窓口に表示し、一般に情報提供するものとする。

なお、展示する刊行物等については、公表を目的としたものに限り、市販されているもの及びビデオテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録を除くものとする。

#### 第4 刊行物等の送付等

##### 1 送付

警察本部の所属長、熊本市警察部庶務課長及び警察学校長は、自所属において作成した刊行物等や警察庁から取得した刊行物等について、県民に情報提供する必要があると認める場合は、当該刊行物等1部に刊行物等送付書（別記様式第1号）を添えて警察本部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に送付するものとする。

##### 2 受理

広報県民課長は、前1により刊行物等の送付を受けたときは、刊行物等受理簿（別記様式第2号）に必要な事項を記入するものとする。

#### 第5 情報提供の方法

##### 1 閲覧

- (1) 広報県民課長は、情報公開窓口に表示し、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 広報県民課長は、刊行物等を汚損又は破損させるおそれがあるときは閲覧を中止させることができる。

## 2 写しの交付

- (1) 広報県民課長は、来庁者から刊行物等の写し（以下「写し」という。）の交付を求められたときは、来庁者から刊行物等の写しの交付申込書（別記様式第3号）を徴するものとする。
- (2) 写しの作成は、乾式複写機を利用するものとし、サイズはA3判以内とする。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に抵触する刊行物等の写しの作成は、行わないものとする。
- (4) 写しの作成に要する費用の額は、複写物1面につき10円（カラーコピーについては、複写物1面につき30円）とし、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）に定める現金収納の方法により徴収するものとする。  
なお、写しの作成に要する費用の歳入科目については、次のとおりとする。  
（会計）01一般会計 （款）10諸収入 （項）06雑入  
（目）04雑入 （節）98雑入

## 3 貸出し

刊行物等の貸出しは、原則として行わないものとする。

## 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、刊行物等による情報提供に関し必要な事項は、広報県民課長が定める。

※ 別記様式(略)